



NO. 219

2011. 9. 15.

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会
(別名 大阪市手をつなぐ親の会)

<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

大阪市天王寺区東高津町 12-10

大阪市立社会福祉センターB1F

発行責任者 笹野井 庸夫

TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623

障がい者制度改革推進会議について

～総合福祉部会 提言を取りまとめ～

内閣府における、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会が、8月30日新総理誕生のなか実施され、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法(仮)」についての提言をまとめています。今後委員の意見を参考に調整をおこない、9月には障害者制度改革推進会議に報告されます。

提言の主な内容として

- ・ サービスの支給決定については障害者の意向を最大限尊重。障害程度は区分せず、本人が利用計画を策定して申請。第三者の合議機関を設置
- ・ 障害に伴う支援は原則無料。高額所得者には収入に応じた負担を求める
- ・ 障害者福祉予算をOECD(経済協力開発機構)諸国の平均水準に引き上げ
- ・ 就労支援を再編。労働法を適用して最低賃金以上を目指す「障害者就労センター」と、労働法を適用せず、年金や手当で所得を保障し、作業や創作活動をおこなう「デイアクティビティセンター」に
- ・ 社会的入院や・入所の早期解消のため、自ら選んだ住まいで暮らす「地域移行」の促進を法に明記
- ・ 第三者が障害者の求めに応じて、権利侵害の調査や改善を行う権利擁護制度の創設

それぞれの内容について、おおよそ簡単に触れておくと、障害者福祉予算については、OECD諸国平均を確保するためには現行から倍増となる2兆円を超える予算なることから、財源面での問題が大きく厚労省などの調整が難航する恐れがあります。また福祉サービス利用

に関しては、高所得者から収入に応じた点を今回追記した点が注目されます。

「就労支援」は同会議で大きな課題に挙がっています。現行の就労支援の各種事業や生産活動に取り組む事業を再編成するとしています。上記に挙げている2つのセンターを中心におきながら、社会的雇用等多様な働き方についての試行事業を実施して、その検証結果を踏まえ施行後3年を目途として障害者の就労支援の仕組みを見直すこととなっています。

また、当面は官公需や民需の安定確保の仕組みの構築や経営基盤の強化等により工賃の増額をはかる。あわせて試行事業を実施し、先に述べた就労支援の仕組みの見直しとともに、賃金補填の制度化についても検討する。この見直しにあたっては、障害者雇用促進法あるいはそれに代わる新法(労働法)で規定することも含め(主に先述した「障害者就労センター」の部分について)、検討するとなっています。

一方で、賃金補填と所得保障の関係ということでは、福祉的就労(主に先述した「デイアクティビティセンター」の部分)では、議論のなかにおいて今後も様々な課題が出てくるかと思われませんが、これまでの労働者としての権利がきちんと保障されていない面を見直して、「労働者性」の確保と「賃金補填」の仕組みを創設するということです。こうした議論の意味するところは、障害者にとって社会参加とは何なのかということ、きちんと考えねばならないということです。

前号で少し触れていますが、今後この提言が最終的には障害者制度改革推進本部に報告され総合福祉法案の本格的な作成にうつります。いよいよ最終段階に入ろうとしておりますが、新内閣がスタートして待たなしといわれる税制や社会保障の改革の中で、これまで積み重ねてきている議論の内容がどのように反映されるのかが気になるところです。

(参考) 8月31日毎日新聞掲載記事 等